

(自治体向けの案内文)

2011年6月 日

情報公開 担当者 御中

全国市民オンブズマン連絡会議
事務局長 弁護士 新海 聡
〒460-0002 名古屋市中区丸の内 3-7-9
チサンマンション丸の内第2 303号室
TEL 052-953-8052 FAX 052-953-8050

全国情報公開度調査についての照会

前略

昨年は、全国市民オンブズマン連絡会議が行う「全国情報公開度ランキング」にご協力いただき、大変ありがとうございました。本年も、各自治体に対して同じ項目の公開度を比較する全国情報公開度調査を行い、結果を集計し公表します。

今回は、東日本大震災の被災地、3県と茨城県の一部を除いた各都道府県内の市レベルまで調査し、「全国情報公開度調査」を発表しようと計画しています。全国集計を9月ごろ全国市民オンブズマン連絡会議で発表する予定です。

今回の調査では、下記の通り、本照会への回答の形で、情報提供をお願いする次第です。

ご多忙中恐縮ですが、別紙アンケートにご回答の上、 月 日()までにご送付いただけますと幸いです。

草々

回答送り先(地元集計担当)

*

〒

TEL

FAX

メール

(全国集計担当・問合わせ先)

(お問い合わせは、事務所に常駐していませんので、FAX、またはメールでお願いします。)

NPO 法人 市民オンブズマン福岡

担当 児嶋 e-mail ombuds@f.email.ne.jp

TEL 092-731-7172 FAX 092-731-7199

締め切り 月 日()まで

ご回答は、FAXまたは、メールで、お願いします。

2011年 情報公開度に関する調査

全国市民オンブズマン連絡会議

自治体名(_____)

情報公開制度、条例等についての担当部署(_____)

担当者名(_____)

連絡先 電話 _____

FAX _____

メール _____

(以下の回答の基準日は2011年4月1日現在でお願いします。また、今後改定が計画されている場合は記載をお願いします。各項のA、B、…のうち当てはまるものを選択してください。「その他」の場合は、具体的に記述してください。)

1、交際費の公開度、情報公開の運用について、

【質問】① 貴自治体における、首長交際費の支出相手先の公開基準(2011年4月1日現在)について、お問い合わせします。

首長交際費を情報公開請求した際の、支出の相手方の団体名、氏名の開示基準は(_____)である。

(注)「開示基準」ですので、「これまでの開示の実績」ではありません。「その他」については、開示基準を、具体的に記述してください。

- A 非個人の全面公開、病気見舞いを除く個人名は全て公開
(「交際費廃止」「病気見舞い廃止」「見舞い全面公開」を含む)
- B 非個人の全面公開(法人・団体名はすべて開示)、
個人名の一部の公開(個人は相手により一部非開示)
- C 非個人の全面公開(法人・団体名はすべて開示)、個人名はすべて非公開
- D 非個人の一部非公開(法人・団体名が一部非開示)
(個人名は全面公開、一部公開も含む)
- E その他(_____)

【質問】② 首長交際費の相手方情報について、インターネット上での公開の基準は(_____)である

(注)「開示基準」ですので、「これまでの開示の実績」ではありません。ネットでの氏名の公開を本人に確認する場合は、非開示となる可能性があるので(B)となります。

Gの「その他」については、開示基準を具体的に記述してください。

- A 非個人の全面公開、病気見舞いを除く個人名は全て公開
(「交際費廃止」「病気見舞い廃止」「見舞い全面公開」を含む)
- B 非個人の全面公開、個人名の一部の公開(個人は相手により一部非開示)

- C 非個人の全面公開、個人名はすべて非公開(法人・団体名はすべて開示)
- D 非個人の一部非公開(法人・団体名が一部非開示)
(個人については公開、一部公開も含む)
- E 月毎の総額(または使途別の金額)のみ公開
- F 公開していない
- G その他()

【質問】③ 情報公開の資料交付の際のコピー代(複写手数料、A4、白黒1枚)は()である。

- A、10円、 B、11円以上の()円

2、議会のホームページ上での情報公開について

【質問】④ 貴自治体の議会の議事録について、ホームページ上に()

- A 本会議、委員会の議事録が掲載されている。
- B 本会議のみ、議事録が掲載されている。
- C 掲載されていない。
- D その他()

【質問】⑤ 貴自治体の議会本会議の内容について、()

- A ホームページや役所等の施設で実況中継され、ホームページで録画を見ることができる。
- B ホームページでは中継されていないが、役所等の施設で実況中継されている。
- C ホームページで、録画のみ見ることができる。(実況中継はされていない)
- D 中継も録画も行っていない。
- E その他()

3、情報公開条例について

貴自治体における、情報公開条例の内容について、お問い合わせします。
2011年4月1日現在の内容について、A、B、…のうち当てはまるものを選択してください。
下記の「条例」は「情報公開条例」のことです。

【質問】⑥ 閲覧手数料について、情報公開請求時または交付時に、閲覧手数料を()

(注:「閲覧手数料」は、コピー代(【質問】③の複写手数料)のことではありません)

- A 取らない
- B 条件付きで取る(条件は)
- C 取る
- D 現在は取らないが、情報公開審査会等で制度変更を検討中

【質問】⑦ 請求権者について、貴自治体への情報公開請求（条例上の請求であり、任意開示を含めない）は、()である。

（注）「広義住民」とは、「住んでいる人、会社、学校等に通っている人、利害関係者等」です。条例での「広義住民以外も任意開示を努力する」という条文は C に該当します。）

- A 何人も請求可能
- B 広義住民以外の人、請求理由を書けば請求可能(条例に記載あり)
- C 広義住民のみ請求可能

4、3セク、外郭団体の情報公開について、

【質問】⑧ 情報公開条例において、公社、100%出資法人(公営企業(水道等)を含みません)が実施機関になって() (AとBの複数回答可)

- A います。(公社等の実施機関名を記入してください。)
- B いないが、条例、規程等により、実施機関と同様の開示が行われる公社、100%出資団体が存在する。(法人名、または、多い場合は法人数等を記述してください。) 情報公開条例 ()条 ()
- C いません
- D その他()
- E 公社、100%出資法人(公営企業(水道等)を含みません)がいずれも存在しない。

【質問】⑨ 情報公開条例において、出資法人(貴自治体が二分の一以上を出資している法人)に関する情報公開について()

- A 情報開示に関する条文、または、「情報開示を行うよう努力する」などの条文(「市長が要請」「措置の要請」なども含む)があり、情報公開請求が可能な出資法人が存在する。 情報公開条例 ()条 ()
- B 条文にはないが、出資法人の規程等により、情報公開請求が可能な出資法人が存在する。(情報公開が可能な出資法人名、または、多い場合は出資法人数等を記述してください。) ()
- C 条文がない。
- D その他 ()
- E 出資法人(二分の一以上の出資の法人)が存在しない。

以上です、ご協力ありがとうございました。

